

令和3年度 国民健康保険事業費納付金算定について

1 令和3年度の国保事業費納付金算定の基本的な考え方について

(1) 所得のシェアと人数のシェアの配分

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに、所得割、均等割、平等割の3方式により算定を行い、それぞれの割合は次のとおりとする。(旧政令の標準賦課割合と同様)

所得(応能)シェア		人数(応益)シェア	
所得割指数	資産割指数	均等割指数	平等割指数
100	0	70	30

(2) 市町村ごとの医療費水準の反映

医療費適正化等の取組みを進めているものの、医療費水準に差がある現状において、当面は $\alpha = 1$ を基本とすることとしており、令和3年度納付金算定では、医療費指数反映係数 $\alpha = 1$ として算定した。

(3) 所得水準の反映

国から示される所得係数 β 「県平均の1人あたり所得/全国平均の1人あたり所得」を納付金に反映した。

(4) 激変緩和措置

令和3年度の一定割合は自然増 $+\delta$ (2.0%) ※として設定を行い、令和3年度の1人当たり納付金額が、平成28年度と比較して、一定割合を超える場合には、一定割合まで納付金額の引下げを行った。

※激変緩和措置の段階的・計画的なフェードアウトのため、自然増に加算する「 $+\delta$ 」について令和2年度納付金算定より、年あたり+1.0%を加えたものを一定割合として設定している。「 $+\delta$ 」の設定が2年目となる令和3年度納付金算定では+2.0%と設定した。

《参考》納付金の算定式について

医療分、後期高齢者支援金及び介護納付金を、それぞれ計算し各市町村の納付金所要額を算定する。

【医療分】

$$\begin{aligned} \text{納付金算定基礎額} & \times \{1 + \alpha \times (\text{年齢調整後医療費指数} - 1)\} \\ & \times \{\beta \times (\text{所得(応能)シェア}) + (\text{人数(応益)シェア})\} / (1 + \beta) \\ & \times \gamma (\text{端数処理係数}) \end{aligned}$$

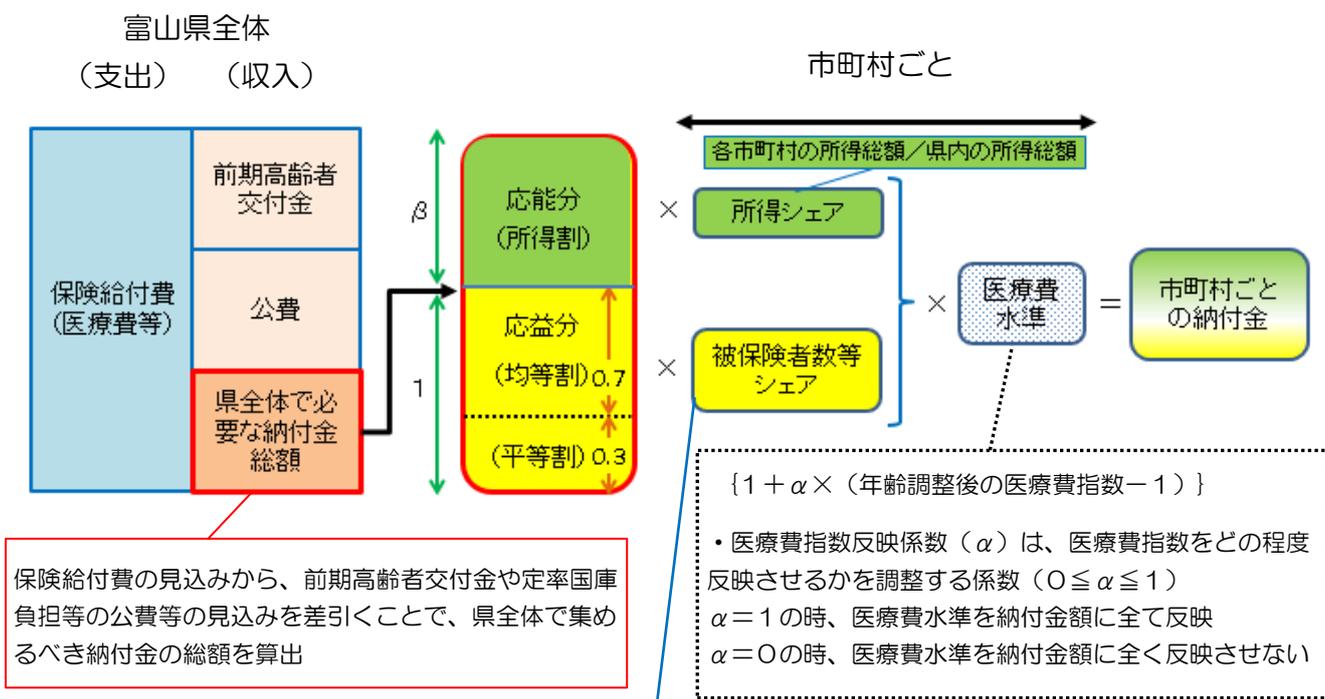
【後期高齢者支援金、介護納付金】

$$\begin{aligned} \text{納付金算定基礎額} & \times \{\beta \times (\text{所得(応能)シェア}) + (\text{人数(応益)シェア})\} / (1 + \beta) \\ & \times \gamma (\text{端数処理係数}) \end{aligned}$$

○納付金算定のイメージ（医療分）

県全体で必要な納付金総額を所得（応能）分と人数（応益）分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数・世帯数シェア、医療費水準を反映させることにより、市町村ごとの納付金を算定する。

※納付金には、①医療給付費等に充てるための納付金、②後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための納付金、③介護納付金の納付に要する費用に充てるための納付金があり、このうち、医療費水準を反映させるのは、①の医療費分のみである。



・所得係数 β は、所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数であり、都道府県の所得水準に応じて設定。
 ・ $\beta =$ 都道府県平均の 1 人あたり所得 / 全国平均の 1 人あたり所得 ※参考：③富山県の所得係数 0.984